

広島市旅券センター自動証明写真機の設置及び管理事業
企画提案募集要項

1 趣 旨

広島市旅券センター内に、旅券申請の際に必要な写真を撮影する自動証明写真機及びこれに付随して必要となる機材（以下「自動証明写真機等」という。）の設置及び管理を行い、販売額の一部を事業協力金として広島市に納付する事業の企画提案を行う法人又は個人事業者（以下「事業者」という。）を募集する。

2 事業の概要

(1) 事業名

広島市旅券センター自動証明写真機の設置及び管理事業

(2) 事業の内容

別添「仕様書」のとおり。

(3) 設置場所

広島市中区基町9番32号 広島市水道局基町庁舎1階北西角

広島市旅券センター内（仕様書「別図」参照）

幅200cm×奥行き200cm×高さ250cm以内

(4) 設置台数

1台

ただし、自動証明写真機等の利用者数により1台では対応できなくなった場合には、広島市の要請により事業者は、自動証明写真機等の追加設置を行うこととする。

(5) 設置期間

令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで（5年間）

(6) 自動証明写真機等の機能等

外務省が定める旅券用提出写真の規格（※）に基づいた写真の撮影が可能であるものとする。また、音声案内及び文字案内により申請者自身で外務省が定める旅券用提出写真の規格（※）の写真撮影が容易にできるものとする。

（※）外務省HP http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html

(7) 事業協力金

事業者は、自動証明写真機等の販売額に対する一定の割合を、事業協力金として広島市に支払うこととする。

3 施設の概要

(1) 名称

広島市旅券センター

(2) 所在地

広島市中区基町9番32号 広島市水道局基町庁舎1階北西角

(3) 開庁時間

旅券申請の受付	月曜日～金曜日	午前9時から
旅券の交付	月曜日～日曜日	午後5時まで

※ 祝日（振替休日を含む。）、12月29日～翌年1月3日は除く。

4 応募資格

この企画提案に応募できるのは、次の各号に掲げる条件を全て満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 企画提案の募集開始の日から協定締結までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の適用を受けておらず、かつ再生手続又は更生手続の開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員及び広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者並びに暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (7) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 広島市旅券センター自動証明写真機の設置及び管理事業に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員
 - イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者
- (8) 国又は地方公共団体において、自動証明写真機等の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有していること。

5 提案事項

別添「企画提案書（様式2）」のとおり。

6 応募書類の提出

- (1) 応募期間
令和6年2月21日（水）から3月13日（水）午後5時15分まで（必着）
- (2) 応募書類
 - ア 企画提案応募用紙（様式1）
 - イ 企画提案書（様式2）

なお、「2 事業協力金の提案額等」欄へは、次の条件を全て満たしているものを記載してください。

- (ア) 1回あたりの撮影料金が1,100円以下であること。
- (イ) 販売額に対する事業協力金の割合は50%以上であること。
- (ウ) 自動証明写真機1回当りの撮影料金に、販売額に対する事業協力金の割合を乗じた額が350円以上であること。

ウ 誓約書（様式3）

エ 法人の場合は、会社概要（パンフレットなど）、役員の役職名、氏名、読み仮名及び生年月日が記載されている役員名簿。個人事業者の場合は、身分証明書（免許証など）の写し。

※ 役員名簿又は身分証明書の写しに掲載されている個人情報、暴力団排除のため、本市が関係する官公庁へ照会する際に使用する場合があります。

オ 納税証明書

① 広島市税の納税証明書（写し可）

「令和〇年〇月〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

なお、本市に納税義務がない方は、「広島市税の納税証明書」にかえて「申立書（様式は問わない）」を提出すること。

② 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（証明年月日が応募書類の提出日から3か月前の日以降のもの。）を添付すること。

※ 納税証明書等に疑義があるときは、納税状況を確認するため、本市が関係する官公庁へ照会する場合があります。

カ その他の必要書類（企画提案書記載要領の指示に従って提出すること。）

- ① 設置機器の詳細（カタログ等）
- ② 保守管理、緊急時及び問合せ等への対応体制を示す資料
- ③ 設置機器で旅券申請用として撮影した写真

※ 提出された書類は返却しない。

※ 指定する様式は、広島市ホームページからダウンロードすることができる。

ただし、これによりがたい場合は、次により配布する。

- 配布期間
上記6(1)と同じ。
- 配布場所
下記9と同じ。

(3) 提出部数

企画提案書は5部（うち4部は写し可。ただし、上記カ③の写真につ

いては、原本に限る。)、その他の書類は各1部。

(4) 提出方法

応募書類一式を封筒に入れて封印し、次のいずれかの方法により応募期間内に提出すること。(提出先は、下記9と同じ。)

ア 持参の場合

土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 郵送の場合

簡易書留の方法で送付すること(応募期間内に必着のこと。)

7 選定等

- (1) 提出された企画提案の内容について、「広島市旅券センター自動証明写真機の設置及び管理事業に係る受託候補者特定基準」(以下「受託候補者特定基準」という。)により評価・審査する。
- (2) 評価・審査にあたっては、審査委員会の委員により審議を行い、1者を選定する。

受託候補者特定基準に係る評価基準及び配点

評価基準	配点
(1) 事業協力金の提案金額等 (企画提案書の2により評価) 事業協力金の提案額1位を満点とし、2位以下は1位との比率で採点	75点
(2) 国又は地方公共団体への設置実績 (企画提案書の3により評価)	5点
(3) 巡回頻度 (企画提案書の4により評価)	10点
(4) 機能等 (企画提案書の5により評価)	10点
合計	100点

- (3) 評価の結果同点となった場合は、事業協力金の提案額(自動証明写真機1回当たりの撮影料金に、販売額に対する事業協力金の割合を乗じて得た金額。以下同じ。)の高い者を1者選定する。この場合において、事業協力金の提案額が同額の場合は、抽選により1者を選定する。
- (4) 応募者が1者の場合も同様の評価・審査を行い、選定の適否を判断する。
- (5) 審査結果は、応募者全員に電子メールで通知し、その後市のホームページで公表する。なお、審査の経緯の公表は行わない。また、審査結果に対する異議申立は受け付けない。
- (6) 選定された事業者は、市との間で協定を締結する。

8 その他

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募書類について虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合は、失格となること及びその他の措置を講ずることがある。
- (3) 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第7条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (4) 事業者は、自動証明写真機等の設置及び管理に関するすべての事項について一切の責任を負うこととする。
- (5) 自動証明写真機等の調達、設置、設置場所の変更及び撤去（協定期間終了後の原状回復を含む。）に伴う工事、設置後の運用保守（保守点検、故障時の修理等を含む。）、電気料金、通信運搬費に係る一切の費用については、事業者の負担とする。

9 問合せ先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市企画総務局区政課（本庁舎9階）

電話：082-504-2888

E-mail：soumu-kusei@city.hiroshima.lg.jp

※ なお、仕様書等に関する質問については、仕様書等に関する質問書（様式4）により、令和6年3月1日（金）午後5時00分まで（必着）に郵送又はE-mailで上記へ送付すること。

回答については、企画総務局区政課において令和6年3月13日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。